健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　五　月二十五　日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
石川脳神経内科医院	出雲市上塩冶町一六三〇番地	令和　八年　七月　一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　五　月二十五　日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
こう歯科医院	出雲市浜町字若宮三四〇―一	令和　八年　七月二十四日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　五　月　二十五　日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
永戸薬局本店	益田市横田町二三四	令和　八年　七月　一日
くすりのさかい	隠岐郡隠岐の島町城北町三七六　サンテラス内	令和　八年　七月　一日